

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 個人番号カードの発行及び交付に関する規定の整備等

一 個人番号カードの交付申請書は、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に提出するものとする。こと。（第十三条第一項関係）

二 個人番号カードの交付申請書は、住所地市町村長（総務省令で定める事情があるときは、住所地市町村長以外の市町村長又は住所地市町村長）を経由して提出することができるものとする。こと。（第十三条第二項関係）

三 機構は、交付申請書の提出を受けたときは、個人番号カードを発行し、住所地市町村長に送付するものとする。こと。（第十三条第三項関係）

四 その他所要の改正を行うものとする。こと。

第二 施行期日

この政令は、令和三年九月一日から施行するものとする。こと。（附則関係）